



## 申3号「2024年3月ダイヤ改正について」に関する申し入れ団体交渉開催！ その③

### 【基本関係】

④ 乗務行路内の「その他時間」で行う駅業務等が2時間を超える場合、休憩時間を確保すること。

**確認事項** 空いた時間でトイレや水を飲むなどは構わない。

**組合：**回答にある「画一的な制約を設けるものではない」の詳細を示すこと。

**会社：**「その他時間」の設定については運輸区と駅で調整を行い、各駅のニーズや特情に合わせて設定している。時間等の制限は行っていない。水戸駅では水郡線到着時、精算機付近での案内。常磐線特急列車停車駅では特急列車の乗車前での券売機案内等を行っている。

**組合：**各現場から、2時間以上の「その他時間」でトイレに行けない、食事が出来ない等の意見がある。調整していただきたい。

**会社：**空いた時間でトイレや水を飲む等は構わない。また、管理者とのコミュニケーションで業務の負担にならない環境整備を行う考えである。

**組合：**特別改札や臨時行路の「その他時間」の設定について、また変更可能なのか示すこと。

**会社：**臨時行路や特別改札行路は現場の意見を踏まえて設定したり、変更することも可能である。

⑤ 「柔軟な短時間行路の設定について」考え方を明らかにすること。また「その他時間」の業務内容を明らかにすること。

**組合：**「柔軟な短時間行路の設定について」考え方を示すこと。

**会社：**定期行路の枠外であったが、定期行路内に組み込むことで、柔軟に設定が可能となる。多様な働き方と効率性の実現のため、実施する考えである。なお、本数は各区所で定期行路の枠外にあった本数をベースとし、増加している箇所もある。

**組合：**「柔軟な短時間行路の設定について」は出面数削減が目的なのか。

**会社：**行路数に変化は生じるが、多様な働き方と効率性の実現が目的である。

**組合：**「柔軟な短時間行路」が設定された際、変行路のその他時間の業務内容について示すこと。

**会社：**管理者等が指示する。駅業務等を行うその他時間とは異なる。企画業務やイベント対応、駅業務に行く場合もある。

**組合：**「柔軟な短時間行路の設定について」の対象者を示すこと。

**会社：**育児・介護A取得者、内勤指導、兼務者である。

**組合：**「柔軟な短時間行路」が設定されている場合の勤務時間や労働時間を示すこと。

**会社：**乗務開始時に「柔軟な短時間行路」が設定されている場合、数分労働時間が増える。また、ノーペイ時間が労働時間Aとなる場合もある。設定された箇所によって異なる。

**組合：**「柔軟な短時間行路」が設定されている場合で、短時間行路乗務予定者が突発等により乗務できなくなった場合の取り扱いを示すこと。

**会社：**基本的には、変行路となっている乗務員に行路を戻せるか確認を行う。出来ない場合は、勤務操配を行う。

⑥ 「柔軟な短時間行路の設定について」育児介護勤務A取得者の意見を踏まえて短時間行路を指定すること。

**会社：**多様な働き方と効率性の実現のため、設定してきた。制度の決まりもあるが、今後も管理者とコミュニケーションを行いながら実施していく考えである。

⑦ 新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類感染症」となったことから、対策として行っていた乗務員によるリネン交換を終了すること。

**組合：**乗務員がリネン交換を行った経緯を示すこと。

**会社：**罹患リスクとコストダウンを目的として実施した。コロナ感染症は2類相当から5類相当となったが、感染リスクはなくなっていないため、継続する考えである。

**組合：**コストダウンについて、認識は薄い。リネン交換を労働時間とすること。

**会社：**労働時間となれば業務指示となる。シーツを使用せずに寝ることも可能なため、業務指示とはならない。

**組合：**業務指示とならない理由やコストダウンの金額について示すこと。

**会社：**行先地での取れる時間は自由な時間となる。金額については機密事項であるため示せない。また、全社的な考えであるため、水戸支社だけの判断とはならない。

その④へ続く